

(お知らせメモ)

福島第二原子力発電所における不適合処理・保守状況について

2023年6月9日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所

当所における不適合処理・保守状況について、当所ホームページに以下の内容を掲載しましたのでお知らせいたします。

- 福島第二原子力発電所作業における年次点検未実施の移動式クレーン使用に関する富岡労働基準監督署への協力企業の是正結果報告について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)

2023年6月9日

福島第二原子力発電所作業における年次点検未実施の移動式クレーン使用
に関する富岡労働基準監督署への協力企業の是正結果報告について

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

2023年5月25日、福島第二原子力発電所1号炉タービン建屋大物搬入口シャッター開閉器交換作業に使用していた小型移動式クレーン（トラッククレーン）の年次点検において、移動式クレーンの法令では、年に一回、当該クレーンの所有者である一次請け企業の責任で当該点検を本来4月11日までに実施すべきところ、当該点検を実施せずに5月23日、5月25日に使用したことについて、富岡労働基準監督署による立入調査（臨検監督）にて指摘があったことを確認しました。

2023年5月29日、本事案について、元請企業の東京パワーテクノロジー(株)から、富岡労働基準監督署より労働安全衛生法違反としての是正勧告書*を受領した旨、同日、当所に報告がありました。（2023年5月29日お知らせ済み）

是正勧告を受け、東京パワーテクノロジー(株)は、労働安全衛生法を踏まえた、移動式クレーンの年次点検（定期自主検査）が確実に実施できる一次請け企業の管理体制の確立、関係者への教育指導を行う等の対応を行い、本日、富岡労働基準監督署へ報告した旨、同日、当所に報告がありましたのでお知らせいたします。

*是正勧告書

- ・移動式クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該移動式クレーンについて自主検査を行わなければならないこと。
- ・上記内容について6月12日までに是正のうえ、遅滞なく報告すること。

○添付資料

福島第二原子力発電所作業における年次点検未実施の移動式クレーンの使用
について

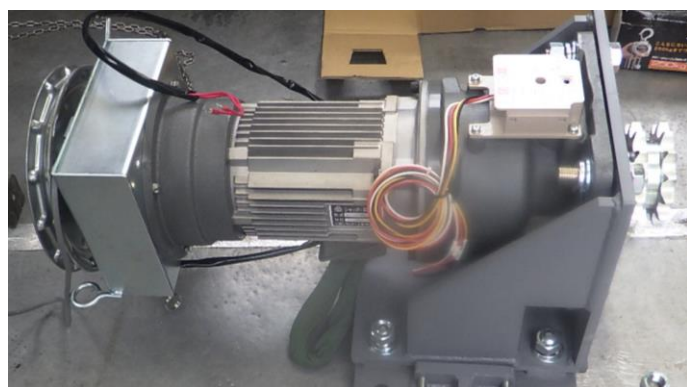
以 上

福島第二原子力発電所作業における年次点検未実施の 移動式クレーンの使用について



【概要】

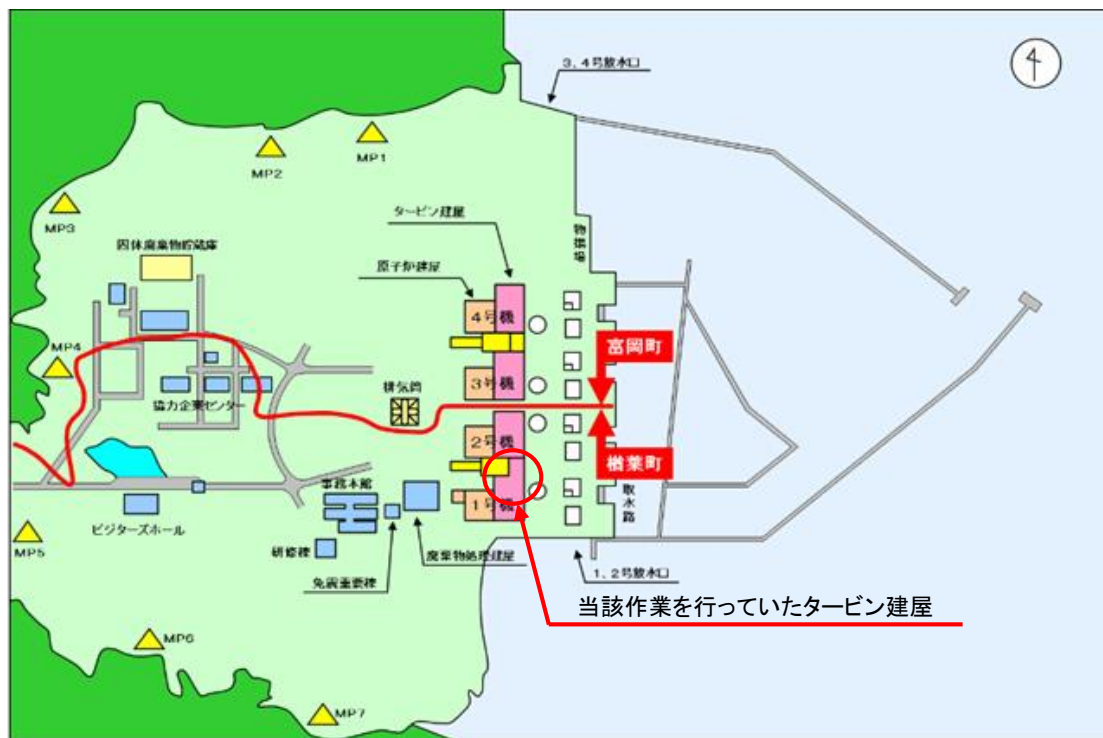
2023年5月25日、福島第二原子力発電所1号炉タービン建屋大物搬入口シャッター開閉器※1交換作業に使用していた小型移動式クレーン（トラッククレーン）※2の年次点検において、移動式クレーンの法令では、年に一回、当該クレーンの所有者である一次請け企業の責任で年次点検（当該クレーンの期限：4月11日まで）を実施すべきところ、当該点検を実施せずに5月23日と25日に使用していたことが判明しました。



※1 交換したシャッター開閉器（65kg）



※2 小型移動式クレーン（トラッククレーン）



福島第二原子力発電所 現場概略図

◆時系列

2023年5月25日

- 午前10時10分頃 1号炉タービン建屋大物搬入口前到着。
作業区画実施後、荷台に積載していたシャッター開閉器を、当該クレーンを使用して荷下ろしを実施。作業終了後、大物搬入口が開くまで現場にて待機。
- 午前11時10分頃 富岡労働基準監督署による立入調査（臨検監督）を受け、当該クレーンの点検記録を提示するよう指示を受ける。
最新（令和5年）の点検記録が車内に保管されていなかった。
- 午前11時40分頃 シャッター開閉器を、作業員2名が台車にて1号炉タービン建屋に搬入。
（当該クレーンは使用していない）
- 午後 2時00分頃 当該企業（一次請け企業）が事務所にて確認したところ、点検記録がない（定期自主検査期限が過ぎている）ことを確認。
その旨、富岡労働基準監督署へ報告。

◆作業の状況（イメージ図）

トラックの仕様

積載量：1.15トン

クレーン容量：2.93トン

シャッター開閉器の仕様

サイズ：横幅約60cm、奥行約25cm、高さ約30cm

重量：65kg

大物搬入口

1号炉タービン建屋

当該クレーンを使用してシャッター開閉器の荷下ろしを実施。

作業員2名が台車にて搬入
（当該クレーンは使用していない）